

制度

不妊治療費の一部を助成します

不妊で悩むご夫婦をサポート
 健康推進課 池田 ☎(23) 0027
 問い合わせ

市では少子化対策の一環として、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に係る費用の一部を助成しています。

一般不妊治療（人工授精）費助成

助成金額 治療費（保険適用外）の7割の額
 ＊1回の妊娠までの治療につき、助成期間内で最大6万3千円。
助成期間 2年間

対象者 ①夫または妻の住所が市内にあり、夫と妻の前年度所得合計額が730万円未満 ②妻の年齢が40歳未満（治療開始時の年齢）
申請期限 治療終了日が属する年度内（1月から3月までに受けた治療分は治療終了日から90日以内）
申請書類 ①助成金交付申請書
 ②受診等証明書 ③夫婦の戸籍謄本・所得証明書（市で確認できる場合は不要） ④領収書の原本
 ⑤印鑑・預金通帳（振込先を確認できるもの） ⑥夫と妻の健康保険証

特定不妊治療費助成

助成金額 最大10万円/1回
 ＊治療費の合計から県の補助金

どを引いた額の2分の1。
対象者 ①夫または妻の住所が1年以上市内にある夫婦 ②夫と妻の前年度所得合計額が730万円未満
申請期限 治療終了日の翌日から1年以内（県の補助金を受ける場合は、先に県へ申請）
申請書類 ①助成金交付申請書 ②受診等証明書 ③夫婦の戸籍謄本・所得証明書（市で確認できる場合は不要） ④領収書の原本 ⑤県の補助金交付決定通知書など
 ⑥印鑑・預金通帳（振込先を確認できるもの）

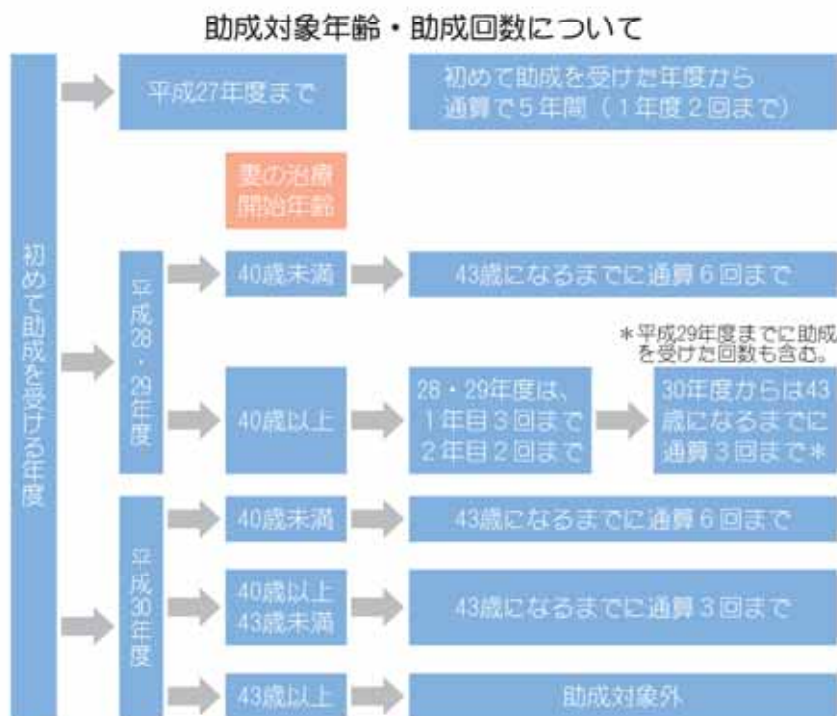
男性不妊治療費助成

平成27年4月診療分から受け付け
助成金額 治療費（保険適用外）の7割の額
 ＊最大10万5千円/1回。

対象者 ①特定不妊治療の一環として男性不妊治療を受け、特定不妊治療開始日に、妻の年齢が43歳未満である夫婦 ②夫または妻の住所が市内にあり、夫と妻の前年度所得合計額が730万円未満
申請期限 特定不妊治療終了日の属する年度内（1月から3月までに受けた治療分は治療終了日から

平成28年度から特定不妊治療費助成制度が変わります

市はこれまで、特定不妊治療（体外受精）費助成制度について、妻の年齢制限をせず5年間の助成期間を設けてきました。
 平成28年度から早期に不妊治療を開始し、妊娠、出産に至る確率を高めるため、対象となる妻の年齢や助成回数を段階的に変更します。



90日以内）
申請書類 ①助成金交付申請書 ②受診等証明書 ③夫婦の戸籍謄本・所得証明書（市で確認できる場合は不要） ④領収書の原本 ⑤特定不妊治療受診等証明書の写し（県または市の様式） ⑥印鑑・預金通帳（振込先を確認できるもの） ⑦夫と妻の健康保険証
 ▼各助成金の申請書（様式）などは、市ホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/>
 （トップ画面から「子育て・健康・福祉」に入り、さらに「健康・医療」に入ると、医療の欄から各助成金について確認できます）

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
ひとりで悩まずに相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 藤田 ☎(23) 0088

皆さんが巻き込まれそうなケースを紹介します。

還付金詐欺トラブル

「住民税や医療費の還付があります」と市職員を名乗る人から、「口座番号を確認します」と「現金を持って伺います」、「ATMに行ってください」などと電話がありました。

▼アドバイス

市では今年に入り、還付金詐欺の相談が多く寄せられています。還付金があるなどの電話があった場合には、担当者の名前を確認し、市役所などの担当課に連絡を入れ必ず事実確認をしてください。また、還付手続きで市民の人がATMを操作する事は、絶対にありません。不審な電話が掛かってきたら市民相談センターに連絡してください。

年金の個人情報流出トラブル

「年金の個人情報流出しており、消費生活センターなら無料で削除できる」と消費生活センターを名乗る人から電話があり、怪し

いと思ひ電話を切りました。
▼アドバイス
 「あなたの年金情報が流出している」と「流出した年金情報を削除できる」といった、不審な電話や勧誘があっても相手にせず電話を切ってください。

日本年金機構や消費者庁や国民生活センター、消費生活センターなどの職員から消費者へ、電話やメールで連絡する事はありません。不審な電話が掛かってきたら市民相談センターに連絡してください。

消費者ホットライン開設「188」

「消費者ホットライン」局番なし「188」が開設されました。消費者ホットラインは、全国共通の電話番号から消費生活センターなど、消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。また、市の相談窓口が開所して

いない場合などは、開所している県の相談窓口や国民生活センターを案内します。消費生活トラブルで相談したいときは、市民相談センターまたは消費者ホットラインを利用してください。

情報

あなたにもマイナンバー、はじまります
マイナンバーの「通知カード」の交付が始まります
 問い合わせ 市民課 大井 ☎(23) 0021

マイナンバーの「通知カード」の交付が、平成27年10月から順次、はじまります。
 一人に1枚ずつ住民票の住所に、世帯ごと簡易書留で郵送されます。留守のお宅には、不在票が置かれますので、郵便局に連絡を必ず受け取り、郵便物の内容確認をしてください。

送付されるもの

通知カード、個人番号カード交付申請書、返信用封筒、マイナンバーの説明書類。

「個人番号カード」の交付申請について

「個人番号カード」の交付が平成28年1月からはじまります。市民課から準備が整い次第、「個人番号カード」の交付通知書を送付いたします。この交付通知書により、市に受け取りに来ていただくようになります。

カード受け取りの際、市では申請者の本人確認を慎重に行い、その後、申請者に暗証番号を登録していたら交付します。

注意事項

▼通知カードは、個人番号カードを申請しない場合、勤務先での扶養控除等申告書や行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に、利用する必要がありますので大切に保管してください。

▼通知カードと個人番号カードは初回交付は無料です。追記欄の余白がなくなった場合の再交付は無料ですが、紛失などによる再交付は有料となる予定です。

▼現在、住民基本台帳カードをお持ちの人で、平成28年の申告を「個人番号カード」で電子申告(e-tax)する予定の方は、交付が間に合わない場合があるので、申請する際には注意してください。